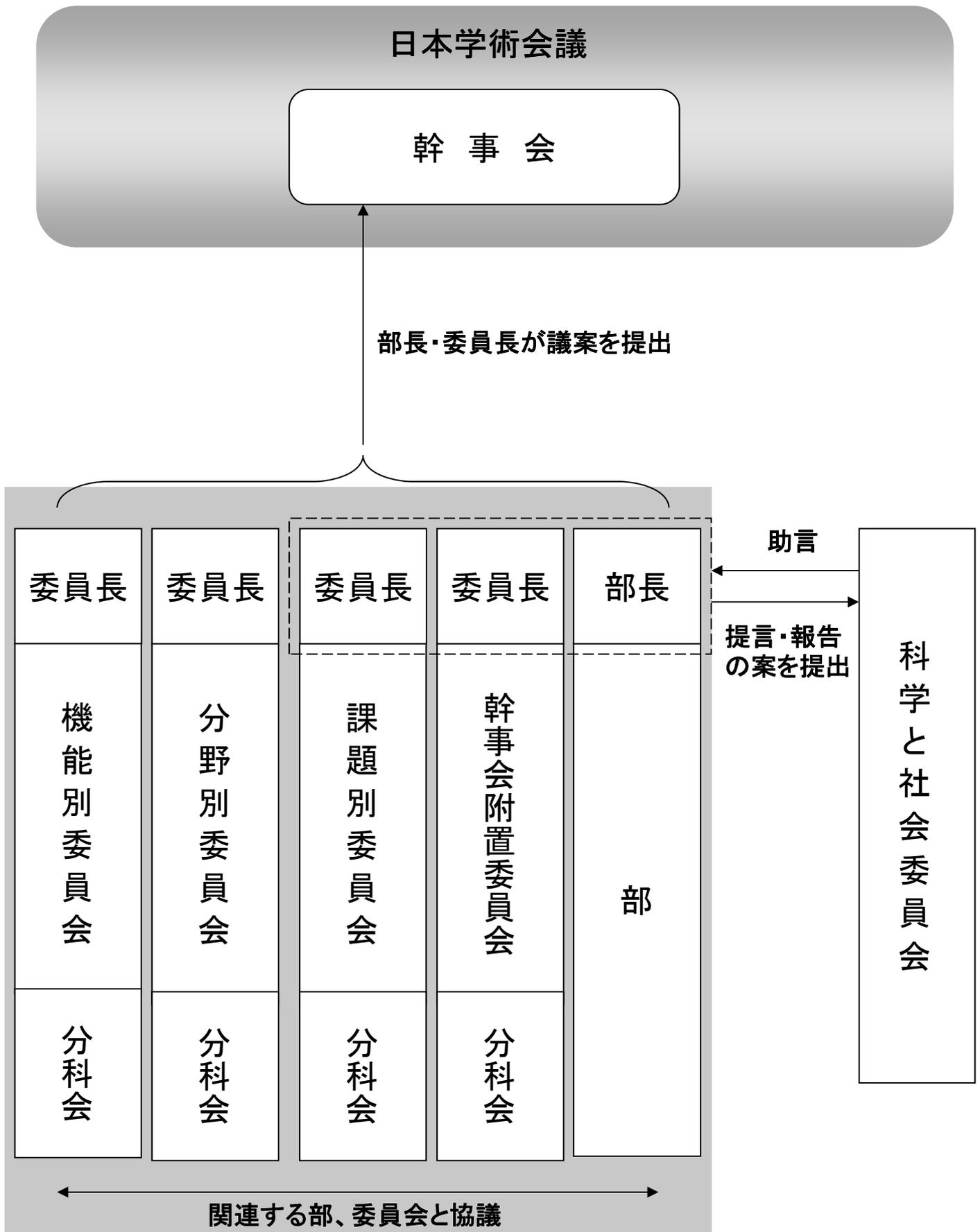


別表（第二条関係）（平二〇日学会規一・一部改正）

種類	表出主体	定義
要望	学術会議	法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議が政府及び関係機関等の実現を望む意思表示をすること。
声明	学術会議	法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見等を発表すること。
提言	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが実現を望む意見等を発表すること。
報告	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが審議の結果を発表すること。
回答	学術会議	関係機関からの審議依頼（法第四条の諮問を除く。）事項に対し、学術会議が回答すること。

提言・報告の手続きフロー図

(参考資料2)



●外部へ公表する文書の取扱いについて

平成 20 年 1 月 24 日
日本学術会議第 50 回幹事会決定

改正 平成 21 年 1 月 22 日日本学術会議第 71 回幹事会決定

日本学術会議が「科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させる」などの職務を実施するにあたっては、委員会等における審議の状況や結果などを適宜とりまとめて外部へ公表していくことが有効である。このため、「各委員会の活動状況の外部への積極的な情報提供について（平成 10 年 4 月 23 日 広報委員会）」なども参考に、外部へ公表する資料を適切に管理することを目的として、「記録」と称する文書区分を新たに設けることとし、当面、以下のとおり運用することとする。

1. 会則第 2 条に定める「意思の表出」以外の文書であって、外部に公表することを意図するもの（別途、公開のための手続きを経ているものを除く。）については、「記録」と称して適切に管理することとする。「記録」とすることができる文書の例は、次のとおりである。
 - (1) 委員会、分科会等における審議経過、審議結果
 - (2) 調査資料、文献目録、基礎データ、アンケート調査結果等それ自体に価値があり将来活用される可能性のあるもの
 - (3) 「意思の表出」を補足する資料
 - (4) 広く意見を求める等のために外部に公開することが必要な文書
 - (5) その他各部が必要と判断するもの
2. 「記録」の内容や作成等に関する一切の責任は、各部が負うものとする。各委員会・分科会が作成する「記録」についても、関連する部が責任を負うものとする。

ただし、機能別委員会及び課題別委員会が作成する「記録」については、当該委員会が責任を負うものとする。
3. 「記録」を作成した場合には、外部に公表する前に、作成の事実と作成した文書の概要等を幹事会へ報告することとする。やむを得ず公表前に報告ができなかった場合には、公表後直近の幹事会へ報告することとする。
4. 「記録」は「意思の表出」ではないことに留意し、誤解を生じるおそれのある表現や体裁を避けるとともに、文書の表紙に「この記録は、日本学術会議あるいは各部・委員会・分科会等の意思の表出ではない。掲載されたデータ等には確認を要するものが含まれる可能性がある。」という趣旨の注記を入れる。
5. 「記録」には、別途定める文書番号を付する。
6. 「記録」とした文書についてはホームページに掲載するなどにより、将来にわたって誰でも参照することができるようにする。